

西海市教育委員会（令和2年第2回定例会）会議録

期 日：令和2年2月20日（木） 午後1時30分開会

場 所：大瀬戸コミュニティセンター 第1会議室

出席委員：教育長 中小路和久

委員 北島淳朗、寺本温、川南まつみ、村山みほ

出席者：教育次長 山口英文、 教育総務課長 田口春樹

学校教育課長 楠本正信、 社会教育課長 山本誠治

学校教育課 参事 吉田由美子

社会教育課 課長補佐 堤猛、篠原真樹

教育総務課 課長補佐 岩永勝彦、吉田貴博

書記 林大樹

傍聴者：1名

1. 開会

○教育長

ただいまから、第2回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

臨時議会

学校安全総合支援事業第2回推進委員会、成果発表会

西海市・西彼杵郡学校保健会研究大会

西海中学校図書館教育研究発表会

雪浦小学校「春を迎える会」

新春踊り初め

第4回大崎地区審議会

第4回長崎県都市教育長協議会

初任者研修第2回西海地区実施運営委員会
第18回西海町ゆで干し大根杯選抜少年ソフトボール大会
学校安全総合支援事業第3回推進委員会
令和元年度長崎県スポーツ表彰・長崎県スポーツ教育長顕彰表彰式
県下一周駅伝応援
サイエンスワールド
第3回地区学校評価委員会
第3回学力向上推進会議
大瀬戸地区小学校のあり方を考える懇談会
行政改革推進本部会
人口減少対策推進本部会

5. 議事

日程第1「議案第2号 大崎地区小学校適正配置（学校統合）実施計画の決定について」

○教育長

日程第1「議案第2号 大崎地区小学校適正配置（学校統合）実施計画の決定について」を議題といたします。説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

実施計画案でございますが、内容としましてはこれまで定例教育委員会でお示した案から少しだけ変わっておりますが、大半は同じような内容でございます。7ページをご覧くださいと思います。特に先ほど申し上げました推進方針ですね、四角囲みのほうで先ほどと同じ内容で提案をして、審議会で認められたというところでございます。

今後の予定のところをご覧くださいと思います。15ページになります。主なスケジュール案ということでございます。本日の定例教育委員会で、こちらの実施計画の決定についてを議案として出しております。その後の予定としましては、3月に市議会への実施計画の報告、それから、要点だけ申し上げますが、令和2年5月には、大崎地区審議会分科会の設置及び協議を始めたいと思っております。令和4年4月までにかけて、それから、令和2年8月から令和3年3月にかけて、学校設置条例の改正を予定しております。令和3年6月から施設等の改修等を行い、統合年である令和4年度までかかりますが、2年間をかけて改修計画を立てております。

1点修正といいますか、申し上げたいと思います。市議会への実施計画の報告ですが、令和2年3月と先ほど申し上げましたが、令和2年の2月25日の議会の全員協議会のほうで報告予定でございます。最終的に新しい学校の設置としては令和4年4月という予定でございます。以上、説明を終わりたいと思います。

○教育長

一つ確認ですが、今のスケジュールの施設改修事業は令和5年2月まででよろしいのですか。

○教育次長

はい、令和5年2月までで完了するというところになります。

○教育総務課長

施設の改修事業ですね、この実施計画の案にお示しをしている内容ですけれども、令和3年度からの着手というふうな形にまとめております。ただ、実際の着手につきましては、令和2年6月から、要は1年前倒しをして、実質的な大きな工事につきましては、令和3年度に実施をしたいというふうに思っております。開校前までに校舎の内部については改修工事を完了させて、新しい学校のスタートに間に合わせるというふうな形で計画をしているところです。

○教育長

設計業務と書いてあるから、令和2年からではないのですか。

○教育総務課長

はい、確かにおっしゃるとおり、この実施計画の案自体については、令和3年6月からというふうに記載をしておりますが、実質的には令和2年6月から着手をするということで計画をしているところです。

○教育長

開校は令和4年4月だけど、令和4年4月までに大部分を改修して、小さいところを含めたら令和5年2月までになるということですか。

○教育総務課長

大島東小学校の校舎につきましては、市内の小学校の施設としては、最も大きい施設になります。実際工事を進めるにあたって、当初は工事期間を1年間で完了するというところで計画してきたところではあるんですが、やはり実際の工事を進めるにあたって、2カ年の工事も含めて検討したほうが、工事をスムーズに行える、合わせて学校の授業であったりとかそういったところへの影響も少ないんじゃないかということで、一応その工事期間については、当初1年のところを2カ年で計画するというふうな形の検討も必要ではないかということで、2カ年の計画期間ということで、現在のところは考えているところです。実際に校舎の内部を中心に、令和3年度に工事を行って、令和4年度については、校舎の外部ですね、屋上の防水工事であるとか、校舎の外壁の塗装工事であるとか、そういった部分ができないかということで、現在検討しているところです。来年度におきまして実施設計業務を行いますので、その中で、できるだけ早期に完成をするということとあわせて、学校の授業への影響ですね、そういったところも含めて検討して、最終的な実施期間については決定したいというふうに思っております。

○教育長

この前の話では、開設前に全て済ませるという話でしたよね。ここに令和5年と書いたら説明するときに紛議になるのではありませんか。

○教育総務課長

はい、おっしゃるように、この実施計画の策定段階では、工事については1カ年ということで検討しておりましたので、その方向でできないかということで、再度来年度の実施設計の中で検討させていただきたいと思っております。ですから、ここの実際の時期については、令和2年6月から令和4年2月までということで、現段階では考えていきたいというふうに思っているところです。

○教育長

令和2年6月から令和4年2月までということで訂正をお願いします。

○寺本委員

10ページですが、大崎地区併設型小中一貫教育の柱というところで、4年、3年、2年という区分の分け方について、なぜこういった分け方になったのかお尋ねしたいんですが。

○学校教育課長

一般的にこの小中一貫教育の場合は、この3期に分けて4年、3年、2年というふうな形で行うという先行の事例が多いということで、こういった年数になっています。具体的な理由としましては、特に中期が特徴的でございまして、中期がこの中学校に接続を円滑に行うと、例えば中学校の入学時に不登校が増えるなど、それに対応した中期の3年間という形が特徴的になっております。

○川南委員

工事期間ですが、令和2年6月から実施設計業務とかいろいろありますが、実際に工事は3年かかるということですか。現大島幼稚園が再来年から認定こども園になるということで、来年度から工事が始まります。2つの工事が始まると、西海市内で1番大きな学校ということもあって、工事自体の停滞とか遅れなどが懸念されるんじゃないかなと思ったんですが、来年度に大島幼稚園は工事が終わってしまうということですね。

○寺本委員

細かいことで申しわけないんですが、9ページですね、下に※印で説明がありますがよく理解できなくて、例えば、大島西小学校の中戸から通学する子は、適正配置後は、33分。崎戸小学校は26分で、距離は本郷のほうが遠い計算になっているんですが、これはどういう違いがあるんでしょうか。

○教育総務課長補佐

今のご質問ですけれども、一応2段書きで書かせていただいております。33分というのが、中戸から大島西小学校のほうにずっと回っていったときに、大体それくらいかかるんじゃないか、括弧書きが、中戸からそのまま大島東小学校まで、大島西小学校のほうに回らずに真っすぐいったときに、それくらい時間がかかるというような、2段書きで書かせていただいておりますので、こういった表記になっております。

○寺本委員

はい。距離数がですね、中戸のほうは9.2キロで33分ですよ。崎戸小のほうは本郷が10キロで26分ですよ。バスが山道を走るからでしょうか。

○教育総務課長補佐

バスの時間の換算については止まって発車をしてということで、停まるバス停の数も加味しているので、距離と時間がずれている部分というのはあります。

○寺本委員

お願いですが、11ページの6番に、地域コミュニティの活性化支援ということで、「学校と地域の関係が希薄化することが懸念されることから、学校と地域が連携・協働しながら…」と出てまいります。社会教育委員との会議だったと思いますが、多以良小学校区だったところの工夫として、中学生の部活を休んででも、多以良の運動会をするというような事例が出ていました。きっと地元の人でも不安を感じる部分だと思うので、そういうよう

な協力体制で、地域の学校がなくなった後も地域が結ばれていくような先行事例をぜひ伝えていただいて、少しでも不安が取り除かれればと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育総務課長

はい、ありがとうございます。ここの11ページの6の地域コミュニティの活性化支援というところですね、実施計画の中でも項目を新たに設けて、その取組については記載をしているところなのですが、具体的に言いますと、13ページの大崎地区審議会の分科会の構成ですね。これに新たな分科会を設置して、どういった地域とのかかわりを創出できるのかというのを検討をしていきたいと思っております。本日、議案第8号にその内容をまとめておりますので、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第2号は、市議会への報告を令和2年2月まで、施設改修事業を令和2年6月から令和4年2月までとする訂正はありましたが、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第2号 大崎地区小学校適正配置（学校統合）実施計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

原案実施計画表紙の「(案)」を削除し、令和2年2月の後に「策定」と挿入してください。

日程第2「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」

○教育長

日程第2「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○教育次長

(議案朗読)

参考条文として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を添付しております。2ページ及び3ページをお開きください。補正予算第6号の総括表でございます。補正があった部分を説明させていただきます。

教育総務費では2目の事務局費です。西海地区スクールバス運行事業基金積立金の増額として791万円を増額しております。それから、2項の小学校費、3目学校建設費ですが、西海東小学校校舎大規模改修事業（2期工事）の増額で、1億7,173万3,000円を増額して

おります。これについては、国の補正予算の内示があったことから、それを活用して、前倒しをして補正予算に計上するものです。3項中学校費ですが、2目教育振興費で通学費補助事業の496万4,000円の減額としております。これは通学費等の確定等によるものになります。それから5項の社会教育費です。3目文化財保護費ですが、周知の埋蔵文化財包蔵地調査事業224万1,000円の減額を計上しております。これも事業費の確定による減額ということでございます。合計しまして1億7,243万8,000円を増額の補正予算で計上しているというところでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。繰越明許費でございます。2件ございまして、1件は小学校費で西海東小学校校舎大規模改修事業（2期工事）で1億7,173万3,000円を繰越事業としております。それから、6項の保健体育費で大島若人の森総合運動公園改修事業で3,012万5,000円の繰越しということで計上しております。これは、この事業の建築工事の入札不落が続きまして、4回目での落札となったこと、それから、工期の不足が生じたために繰越しを行うものとなっております。以上、説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第3号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

はい。小学校費の学校建設費の増額について、確認の意味なんですけども、本来、この約1億7,000万円というのは、新年度で2期工事として予定されておったものが、国の補助の補正予算が出たということで、前倒しされたということでよろしいわけですね。内容についてもちょっと合わせて教えてください。

○教育総務課長

はい、小学校費の補正予算ですが、北島委員がおっしゃるように、当初、令和2年度の当初予算に予算を計上する予定でしていたものを国の補正予算、経済対策の補正予算の文部科学省の予算がありましたので、それに手を挙げて、実際内示を受けて前倒しで実施をするというふうな理由になります。事業の内容ですけれども、今年度、西海東小学校の大規模改修工事は実施をしておりますが、それについては、校舎の内部を中心に行っております。今回、予算計上しております工事の内容ですけれども、外部建具、校舎の窓ですね。その外部建具の改修、それと、廊下と教室に段差がある学校ですが、その段差を解消するために廊下をかさ上げる改修、それと職員室、校長室の改修、その改修に伴う外構工事、附帯工事、機械設備の改修等の予定をしているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって「議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（補正予算第6号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和2年度教育費予算）」

○教育長

日程第3「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和2年度教育費予算）」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

参考条文として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋をつけております。2ページから説明をしていきたいと思っております。

まず、1項の教育総務費ですが、主な内容としましては右側に書いてあるとおりで、後ほど主要事業等をご説明したいと思っております。総額としまして3億3,502万5,000円ということで、前年度と比較しまして、1,496万5,000円の増額ということでございます。

小学校費ですが、合計で4億1,198万2,000円ということで、前年度と比較しまして823万1,000円の増額となっております。中学校費ですが、1億8,990万7,000円ということで、2,084万2,000円の増額ということです。幼稚園費についてですが、4,516万2,000円ということで、こちらは1,292万5,000円の減額となっております。社会教育費で、合計しまして3億8,328万2,000円で、6,834万6,000円の増額というふうになっております。

保健体育費ですが、合計で4億4,836万1,000円ということで、1,464万8,000円の減額ということになっております。総額としまして18億1,371万9,000円ということで、前年度と比較しまして8,481万1,000円の増額となっております。ただ、こちらのほうには職員等の人件費が含まれておりまして、そちらのほうを計算したところ、事業費としましては、1番右下になりますが、14億7,655万6,000円が、事業費というようなことでございます。

普通建設事業の一覧ということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。4ページからになります。まず一つ目ですが、教育総務課の所管で、新規事業として公共施設防犯カメラ設置事業（小学校中学校分）ということで、全校に防犯カメラを設置する事業です。学校施設における不審者対策や、犯罪抑止等のため、市内小中学校に防犯カメラを設置することとしております。それから2つ目としまして、新規で西彼北小学校施設等整備事業です。これは計画的に行っている大規模改修ということで、老朽化が進んでおります西彼北小学校について、屋上防水と、所要の工事を行うものです。これは令和2年度から令和3年度までの事業となっております。

それから新規事業です。新規事業で大島東小学校施設等整備事業、これも令和2年から4年までの予定になっておりますが、先ほど申し上げました、大崎地区の統廃合で、新設学校の校舎となる大島東小学校の改修を予定しているというところでございます。

継続事業になりますが、西海北小学校施設等整備事業、令和2年度までの事業ということで改修を行います。

次に学校教育課になりますけれども、新規事業としてプログラミング教育推進事業があります。これは新学習指導要領に示されたプログラミング教育の推進に向けて必要な機器

等の整備や研修会を開催するというごさいます。それから、小学校の教科書採択事業です。学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度使用小学校教科書の採択替えにかかる教科書の整備を行います。それから、中学校の教科書採択事業ですが、これは学習指導要領が改訂され、中学校では令和3年4月1日から全面施行となることから、令和3年度主要中学教科書の採択を行うということになります。それと公共施設等防犯カメラ設置事業として、幼稚園分ということで上げておりますが、大島幼稚園に防犯カメラを設置することとなります。

次に6ページでございますが、社会教育課の所管です。建設事業として、西彼教育文化センターの施設整備事業で主に受変電設備、空調設備、トイレ等の改修を行うということになっております。令和元年度に設計を行いまして、令和2年度に工事ということになります。次に新規事業として文化財保護事業ということで、これは西海市の文化財を周知するための、「西海市の文化財」の改訂版の発行と担い手の減少が懸念される民俗文化財の記録、有形文化財の保存修復等を行うということでございます。

次に新規として、大瀬戸コミュニティセンターの改修事業です。これは、大瀬戸コミュニティセンターについて、トイレを明るく利用しやすい設備環境へ改善するため、トイレの改修事業を行うものです。次に大瀬戸歴史民俗資料館改修事業で新規になりますが、こちらが建築後30年を経過して、雨漏りや外壁等の剥落も発生をしております。台風による被害も発生したことから、改修工事を行うというものでございます。それから新規事業として社会教育施設長寿命化計画の策定事業でございます。これは社会教育施設の建物の劣化状況を把握するとともに、目標耐用年数を設定して、財政状況を踏まえながら、効率的な改修を行うために、各施設の老朽化具合等を勘案して、計画的な改修計画等を立てるといふ事業になります。それから西海スポーツガーデン多目的運動場整備改修事業です。これはトイレの改修を行うというものでございます。最後に大島中央運動公園体育館解体事業でございます。これは老朽化して耐震強度等が不足しておりますので、取り壊して、跡地を駐車場として活用するというような事業でございます。以上、説明を行います。

○北島委員

新規事業については、ご説明もあつたわけなんですけど、これまで西海市の特徴というか特色としてですね、AIプランですとか、学力向上に係るコーディネーターの配置ですとか、こういったところ引き続きされておられるかと思いますが、対比が少しわからないものですから、その辺の学力向上に係る予算配分について、少しご説明いただければと思う。

○学校教育課長

学力向上の予算については、特に人的な配置のところがあると思うんですけども、学力向上スーパーバイザーでありますとか、心の支援のスクールソーシャルワーカー、それから学習支援の分で人数はですね、基本的に同じでございます。学習支援員を今年度は1名増員をすることができる予算取りができていますところでございます。

○川南委員

事業計画を、説明していただきました。ほんとに新規事業も改修事業も多くて大変だろうなと思いました。この前図書館教育の研究発表会ということで、西海中学校の授業を見せてもらいました。本当に明るくて、子どもたちがここで本を読みたいなと思えるような雰囲気でした。でも、市立図書館を見て回ったときに、必ずしも各地区に残っている図書

館がそういう雰囲気の出館だとは思えません。特に今年の改修に出ています、大瀬戸歴史民俗資料館の雨漏りや外壁の改修もすごく必要なことで早急にやらなければいけないと思うんですけども、図書室の内部とかそういうところも、もう少し明るい図書館にしようとか、本を楽しく読む環境をつくろうとか、お金の問題が一番のネックだと思うんですけど、私はもっとそういうところも考えていかななくてはいけないんじゃないかなと思われています。これから先、そういうことを考えた予算取りというか、そういうものをお願いしたいなと思います。

○社会教育課長

貴重なご意見ありがとうございます。今後の計画の中でですね、提案いただいたご意見も反映できるように、しっかり研究をしていきたいと思えます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、先ほどの4ページの教育総務課の3番大島東小学校の分を令和2年それから令和4年となっていますが、これを令和3年。それから括弧の中の令和4年改修工事の令和4年を消すということで、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和2年度教育費予算）」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第4「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

参考条文として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を添付しております。見開きまして2ページが、条例の制定の案ということになっております。内容につきましては、新旧対照表のほうで確認をいただきたいと思えます。まず、3ページでございますけれども、右側が旧で左側が新になりますが、下線部が変更になった部分です。ただ、西海市全体の条例改正で、このようにしておりますので、教育委員会関連だけをご説明をさせていただきます。4ページになります。4ページの右下、外国語指導助手で

ございます。こちらが月額として自治体国際化協会が実施する外国語指導助手募集要項に定められた額の範囲内ということで指定をしておるところですが、この規定から外れるということになって、あとは全体の関連で新旧対照表は載せているというところでございます。

8 ページにポイントとして先ほど申し上げたとおり、ポイント 2 のところで教育委員会で対象となる職としましては外国語指導助手ということで書いております。なお、対象から削除された職の取扱いについてポイント 3 で言及しておりますが、新たに制定された西海市会計年度任用職員の報酬等に関する条例に基づいた会計年度任用職員として設置し、報酬及び費用弁償、その他の服務に関し条例で定められたもの以外については、新たに、例規の整備を行うということになっております。令和 2 年 4 月 1 日からの施行ということ です。以上、説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第 5 号の説明がありました。質疑はありませんか。

○教育長

これは外国語指導助手の方が損をするということはないのですか。

○教育次長

それは保証をされているというところでございます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第 5 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第 5 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 6 号 西海市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第 5 「議案第 6 号 西海市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

参考条文として西海市立小学校及び中学校管理規則を載せております。2 ページでございます。これが規則の改正案ということでございます。こちらのほうも新旧対照表で内容

の確認をお願いしたいと思います。4ページと5ページになりますが、まず、第5条のところの下線を引いてる部分で、「、道徳」というところを「、特別の教科である道徳」というふうに変更になります。それから、第25条で分校という表記がございますが、こちらについては、現在西海市内に分校がございません。そこで、今後も発生する可能性が極めて低いというところで、こちらの条文については削除するというところでございます。それから第32条等にはそういった削除に要する条ずれ等を修正するために、第17条第2項を第17条第4項等に変更するという、それから第32条の4も同じような形で、第4項のほうに変更するというところでございます。

それから、6ページになります。別表第1でございます。こちらのほうで、内容が修学旅行の番号が1とついてるところ、これは1をとって表記を統一するというようなところでございます。それから、7ページについてですが、右側で1つ目については1のところを取るということ、それから、2の道徳の教科書として使用する副読本ということは、削除という修正をしております。

内容的にはそういったところですが、改正のポイントとして補足をしたいと思います。今回の改正の理由の1としまして、改正された小学校学習指導要領並びに中学校学習指導要領の改訂により、従来の道徳が特別の教科である道徳へと変更されるとともに、教科書を用いて指導することにより、承認を要する教材として、副読本を使用しなくなるためということでございます。まず先ほど申し上げました分校は先ほど申し上げたとおりでポイントに整理をしております。施行時期としまして令和2年4月1日からということでございます。以上説明を終わりたいと思います。

○教育長

ただいま、議案第6号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

道徳の副読本についてですが、道徳が教科書になるにあたって教科書が認定されたわけですが、国の方針としては当面の間は、道徳に限り教科書によらなくても授業ができるという説明をお聞きしたので、副読本はまだしばらくは残っていてもいいのかなと思いつながら読みさせていただきましたが、いかがでしょうか。

○学校教育課長

ありがとうございます。教科書を利用するのが中心でございますけれども、おっしゃられるように、小学校の実態に応じて、副教材として有益かつ適切なものであれば使用できますので、おっしゃられるとおりでございます。これまでは教科書がなかったの、副読本という形で販売もされておりましたし、それを購入して使っている実態がございましたけれども、教科書になった段階で、各出版会社教科書を発行しております。ただ、資料としてそういった読み物教材を使うのは可能ということですが、これまでの副読本という表現にはなじまないというところがございまして、削除をいたします。

○教育長

道徳の副読本のようなものを使うときは、今までは教科書がなかったから承認を要したけれども、今後そういうものを使いたいときは届出をしてもらう、そういうふうに対応するということですね。

○学校教育課長

そのように対応したいと思っています。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号 西海市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第7号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第6「議案第7号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読、改正部分詳細説明)

以上、細かいところがございますが、執務指針の改定に伴い、現状にそぐわない内容等があったり、誤記があったりしたために、今回、削除及び修正をしようというところがございます。以上説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第7号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

18ページですね。これ、新旧対象にはなっていないんですけど、この表の中の文字がですね、ハが丸の中にちゃんと入ってなかったり、ホが囲んでなかったり、それから、そのあとの下の欄もBの5の1番下の欄に記号が入っていたり入ってなかったり。実際に運用されるときはきちんとされるんだろうと思いますけども、ちょっと見にくくなってるなと気になりました。

○学校教育課長

実際これがデータとして残っているところの印刷をしたときに、こういったずれ等が出てきているんですが、改めて修正をして提出すべきだったと反省をしております。

○教育総務課長

寺本委員のご意見なんですけど、実際この議案が可決されて、改正規則が公布された後においては、実際の様式自体は、この新旧対照表に表示をしている様式ではありません。実際は、11ページまでの様式を使うという形になります。ですから、文字のずれ等については、どうしても新旧対照表をつくる段階でですね、こういった文字数を入れなければい

けないということで、ご指摘あるようにちょっとずれがあったりとかするわけなんです、実際に使う段階ではですね、ご指摘のような問題が出てこないのではないかなというふうには考えているところです。

○教育長

本文の4ページの4の(1)のウですね。停止の普通のテともう一つのテ。それから5ページの忌引きのカタカナのキともう一つのキ。これらはどのように使い分けるのですか。

○学校教育課長

停止のほうで説明をさせていただきますと、出席簿で朝から子どもがいないなというときに斜線を引きます。これが病欠だとわかったらバツ印になりますので斜めに線を引きます。ただその段階でまだ停止かもしれない。停止になったら上に横棒を引くといったように運用上することがあります。この実態に応じた書き方が中学校にあったものですから、小学校のほうにも入れようというところでございます。

○教育長

6ページのケの例示のところはずれていますよね、修正をお願いします。

○教育長

他に質問はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、体裁を整えて、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」は、体裁を整えるということで、原案のとおり可決されました。

休憩(10分間)

日程第7「議案第8号 西海市小中学校適正配置等審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第7「議案第8号 西海市小中学校適正配置等審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

参考条文として西海市小中学校適正配置等審議会設置条例の抜粋をつけております。3ページが規則の改正案ということでございます。こちらは4ページの新旧対照表で比較をしていただきたいと思います。これまでは6番目に施設分科会がありました。分科会のところでは、2つの分科会に絡みますけれども、総務分科会のほうに、学校施設整備、廃校

校舎等の利活用というところを拡充して、それから地域支援等分科会を新設し、学校と地域の連携協働等の地域支援に関することという規定をしております。あわせて、総務分科会では体育服等としていた所を、体操服等というふうに改めております。以上が改正の部分で、ポイントとしては、分科会の見直しを行い、施設分科会の所掌事務を総務分科会に移管することで、施設分科会を廃止し、地域から学校がなくなる地域との連携・協働体制など、コミュニティースクールの導入を視野に入れた地域支援についての検討を行うため、地域支援等分科会を新たに設置するというものでございます。以上、説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第8号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号 西海市小中学校適正配置等審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第9号 西海市奨学生選考要領の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第8「議案第9号 西海市奨学生選考要領の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページには、その告示案を示しております。こちらのほうも新旧対照表で確認をお願いしたいと思います。5ページになりますけれども、これまでなかった定義、こちらのほうを追加して、第2条として追加をしているというところがございます。そして、これまで曖昧であったところを明確にするという目的ですね、定義をきちんと条文化しようというところがございます。

選考の基準についても変更をしております。こちらのほうは第3条で学業成績については、という表記のところを学業または技能についてと変更しております。これまでわかりにくかった部分がありましたので、条件等を別表のほうにまとめ上げまして、整理をしたというところで、旧の(1)から(3)までを第5条の別表で整理をしたというところがございます。それから、旧の補則の第4条のところを教育委員会が別に定めるというところを、教育長が別に定めるというふうに変更しております。

ポイントを押さえていただきたいと思いますけれども、改正の目的と内容についてですが、校種を明確にするため、高等学校と大学等及び農業大学校等を第2条に定義付けをし

ます。農業大学校等の成績基準を新たに定め、別表として明記します。成績基準を別表として規定することに伴い、全ての校種に係る学業成績以外のスポーツ及び文化活動で優秀と認められるものについては、第4条にただし書として規定をします。現行の委任規定である第4条において、選考に必要な事項は教育委員会が別に定めるとしてありますが、この告示そのものが教育委員会が定めるものであるため、この選考要領に定めがない事項が発生した場合は、教育長が別に定めることを第5条として規定をしているというところですが、ポイント2の成績基準についてですが、西海市奨学生の選考基準について、学業の成績基準が不明確であったため、校種別の基準を設けて明確化をするというところですが、説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第9号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

今回、学業の成績だけじゃなくて、技能のですね、スポーツとか文化においてもということが、明文化されたことはありがたいと思いますが、それは非常に数値化が学業と違ってしにくいわけですが、大まかで結構ですので、スポーツとか文化についての奨学生に認定する大まかな基準があるのでしょうか。例えば、スポーツ推薦を受けるとか、県大会でどれ位の成績以上なのかなどですね、漠然とで結構ですので、何かお考えがあれば教えてください。

○教育総務課長

寺本委員おっしゃるように、それを基準化するというのは難しいところもあるかと思えます。ですから、例えばその市の教育委員会表彰を受けているものであるとか、あるいは、県の教育委員会の表彰を受けているもの、それぐらいはやはり最低でも必要ではないのかなというふうな形では考えているところです。具体的なところはですね、本日お示しできませんが、奨学生の選考委員会の中で最終的にはその部分について検討していくような形になろうかと思えます。

○教育長

内規のようなものはつくるのですか。

○教育総務課長

今回の改正を受けて、この選考要領にない部分については教育長が定めるというふうな形になっておりますので、その部分については何らかの内規等については必要ではないのかなというふうには考えているところです。

○教育長

いつごろまでにつくりますか。

○教育総務課長

この告示は告示の日から施行し、令和2年度西海市奨学生選考から適用するというふうな形になっております。施行されますと、令和2年度からの選考については、この基準でいくというふうな形になろうかと思えます。来年度の奨学生の選考についてはもう既にスタートをしておりますし、募集もしているところです。具体的にですね、学力の評定以外の項目、いわゆるその文化であるとか、スポーツにおいて秀でた生徒の申請は今までもなかったところではあるんですが、そういったところについてはやはり一定の基準を設ける

必要がありますので、その分については、今後、こういった基準になるのかってところの決定をする作業を進めていかなければいけないのかなというふうに思っているところです。内規のようなものについては、9月の選考委員会に間に合うような形で定めることができるといふふうに思っているところです。

○寺本委員

私も選考委員をしていたことがあるので、経験上申しますが、こういう規約ができる前に既に申請が出て、学力は基準に満たませんでした。しかし、校長先生の一筆がついてまして、中学校のときに野球を一生懸命やっていて、高校でも野球を続けたいので、認めてほしいと、選考委員会の中でみんなで協議した結果、基準は特別ないけども、勉強のほうはいまひとつできてないけども承認をしたようなことがありました。ですから、あんまり厳しい基準が打ち出されるとしんどいかなあと、ある程度のことを勘案しながら話を進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○教育総務課長

はい。ありがとうございます。やはり選考委員会で選考委員さん方にもご意見をいただきながら、具体的にどういうふうにするのかという作業を進めていきたいというふうに思っているところです。

○北島委員

私は今、現在教育委員としてですね、この選考委員会に参加させていただいてますが、実はその中で、この農業大学校のケースが前回ありました。私のちょっと記憶違いかもしれないんですけども、この基準について、非常に納得できるような例示を出していただいたもんですから、納得して皆さん総意でもって承認だったと思うんですが、今回の参考資料のほうは3.0以上というふうになっています。そのときはこの資料を見せていただいたのでしょうか、記憶が曖昧で申しわけないです。

○教育総務課長

はい。ただいまのご質問にお答えいたします。当日の選考委員会で提示をしている資料についてはこの資料とはまた別の資料ではあります。ただ、ここに書かれてる内容を若干補足させていただきたいと思いますが、基本的にここに書かれている部分については、推薦入試の成績基準というふうな形になります。ですから、例えば県立農業大学校については評定が平均で3.0以上、対して普通の大学あるいは短期大学ですね、こういったところの推薦の基準自体が3.5とか3.8とか高くなっているというふうな形になっております。ですから、実際大学等の推薦の基準が例えば3.5であったときに、選考要領では3.0であると、0.5点ほど低くなっているということで、大学や農業大学校等についてはですね、同じ県内の県立大学と農業大学校の推薦入試の成績基準を比較しましても0.5ぐらいの差があるということで、2.5で評定の基準を設けて、最終的に選考委員会の中では奨学生について採用したと理解をしております。ですから、今回のこの2.5の評定の算出の基本的な考え方としては、10ページ、11ページにありますように、それぞれの学校の推薦の成績基準ですね、ここをもとに、総合的に各学校違うところがあるんですが、大学に該当する部分、短期大学に該当する以外の学校については2.5ではどうかということで、今回提案をさせていただきます。

○川南委員

希望者が多くなった場合でも審査に通れば対応できるだけの予算があるのか、それとも予算の範囲内ということで、人数に制限をかけて、成績等が同等の場合、違う条件を考慮して査定を出されるものなのでしょうか。

○教育総務課長

はい。まずその西海市の奨学資金がどういったタイプの奨学金なのかというところをご説明いたしますが、西海市の奨学資金については、給付型の奨学金ではなく貸与型となっております。奨学金を貸与して、卒業後に就職をした後に返還してもらうという制度になっております。ですから、全体の予算額というのは一定の金額になっております。ですから各年度に予算額の上限があって、その中で選ぶというふうな制度ではございません。奨学金の貸与者数については、年々増えている状況にはあるんですが、基金の残額については十分ありますので、川南委員さんがご心配されるようなところはですね、今後もないのかなというふうには思っているところです。もし仮にそういった状況があれば、基金の積み増しですね、そういったところも含めて考える必要があるのかなというふうに思っているところです。

○川南委員

奨学金の返還率は上がってきているのでしょうか。

○教育総務課長

返還率につきましては、以前は確かに悪いところもありました。滞納者が多くて苦慮したところもあったんですが、具体的な数字については本日資料を持ち合わせておりませんので報告ができませんが、その返還率についてもですね、改善をしてるところにはなっております。現在滞納者についてはわずかな人数になっております。返還をしていただいたお金をまた次の奨学生に貸与するという性質のもので、滞納についても、できるだけ改善するような取組を続けていきたいというふうに思っているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第9号 西海市奨学生選考要領の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第9「報告第1号 令和元年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定に係る専決処分の承認について」

○教育長

日程第9「報告第1号 令和元年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定

に係る専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（報告朗読）

4 ページに2名記載しております。選考基準としては、第3号の文化顕彰にあたるものです。氏名は、●● ●●さん、佐世保北中学校の3年生、西彼町伊ノ浦郷の方です。功績概要として、第38回全九州珠算選手権大会において優秀な成績を収めたということです。具体的には個人総合競技中学生の部で優良賞。読み上げ算中学生の部で2位ということです。同じく● ●●さん、大島東小学校6年生で、同じく第38回全九州珠算選手権大会において優秀な成績を収めたということです。読み上げ算小学生の部で2位ということになっております。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいま、報告第1号の説明がありました。質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって、「報告第1号 令和元年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定に係る専決処分の承認について」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：3月27日（金）午前9:30～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。